

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告

被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

## 調査嘱託の申立書

2024年4月19日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

原告は、次のとおり調査囑託の申立をする。

1 証明すべき事実

- (1) 世田谷区[REDACTED]区民課戸籍係と東京法務局の間で、平成30年11月5日及び平成30年12月14日に電話による交信があった事実。
- (2) 世田谷区[REDACTED]区民課戸籍係が、原告が平成30年11月5日及び平成30年12月14日に国籍喪失届を行おうとした際に、原告が持参し提出したカナダ市民権証ではカナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行した書面として不十分であると判断するにあたって、法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容。

2 囑託先

(送付先) 〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区

区長 保坂展人

3 調査事項

別紙記載のとおり。

別紙

調査事項

第1 電話番号 [redacted] (世田谷区 [redacted] 区民課戸籍係) に関する下記の事項。

- 1 (1) 平成30年11月5日の、 [redacted] (東京法務局、国籍事務の係) 宛の発信の有無。  
(2) 発信がある場合の、発信時刻及び通話時間
- 2 (1) 平成30年11月5日の、 [redacted] (東京法務局、国籍事務の係) からの着信の有無。  
(2) 着信がある場合の、着信時刻及び通話時間
- 3 (1) 平成30年11月5日の [redacted] (東京法務局、戸籍事務の係) 宛の発信の有無。  
(2) 発信がある場合の、発信時刻及び通話時間
- 4 (1) 平成30年11月5日の [redacted] (東京法務局、戸籍事務の係) からの着信の有無。  
(2) 着信がある場合の、着信時刻及び通話時間
- 5 (1) 平成30年12月14日の [redacted] 東京法務局、国籍事務の係) 宛の発信の有無。  
(2) 発信がある場合の、通話時刻及び通話時間
- 6 (1) 平成30年12月14日の [redacted] 東京法務局、国籍事務の係) からの着信の有無。  
(2) 着信がある場合の、着信時刻及び通話時間
- 7 (1) 平成30年12月14日の [redacted] (東京法務局、戸籍事務の係) 宛の発信の有無。  
(2) 発信がある場合の、通話時刻及び通話時間
- 8 (1) 平成30年12月14日の [redacted] (東京法務局、戸籍事務の係) からの着信の有無。  
(2) 着信がある場合の、着信時刻及び通話時間

第2 世田谷区北沢総合支所区民課戸籍係が、原告が平成30年11月5日及び平成30年12月14日に国籍喪失届を行おうとした際に、原告が持参し提出したカナダ市民権証ではカナダ市民権の取得を証するカナダ国官憲が発行した書面として不十分であると判断するにあたって、法務省の見解を参考にした事実及びその見解の具体的内容。

以上